

令和 4 年 9 月 2 日  
(2022 年)

報道各社 各位

消防局総務課長

### 職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

#### 記

#### 1 事案の概要

当該職員は令和 4 年 6 月 11 日（土）、電車内において、隣に座っていた女性の足に触れる痴漢行為を行い、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の疑いで逮捕されました。

その後、本人からの報告はなく、1 か月後の 7 月 11 日（月）に警察から当該職員の在籍照会があったため、本人に確認したところ、今回の事件が発覚したものです。なお、当該職員は、本日付で依願退職しております。

#### 2 処分年月日

令和 4 年 9 月 2 日

#### 3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	消防士	37 歳	男性	停職 6 月

#### 4 処分理由

当該職員の行為は、電車内において、女性の足に触れる痴漢行為を行ったもので、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また市民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為であり、西宮市消防職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、厳正に対処したものです。

以 上

問い合わせ先：消防局総務課：大坂（TEL:0798-32-7303）